「震源を特定せず策定する地震動」への対応に関する経過措置について

2019年12月24日日本原子力研究開発機構

「震源を特定せず策定する地震動」への対応に関する経過措置については、日本原子力研究開発機構が新規制基準対応を進めている試験研究炉「JRR-3」、「HTTR」、「常陽」を対象に、令和元年 10 月 18 日に開催された「第1回震源を特定せず策定する地震動(スペクトル)の規制導入の経過措置に係る意見聴取会」にて、経過措置への要望を述べた。

当該意見聴取会にて、①バックフィットに係る経過措置は、新規制基準対応 の許可取得済み施設のみ適応されること、②原子炉設置変更許可申請書の添付 書類のみに変更が生じる場合にも変更許可申請が必要であること、という見解 が示された。

①に関しては、今後もバックフィット対応は随時必要となるため、許可取得の有無のみにより判断せず、安全性向上の程度や当該対応に必要な期間、施設の状況等を総合的に考慮したバックフィット規制とすることが、本来の継続的な安全性向上には不可欠であること。②に関しては、現行の法律・規則上、許可書本文に変更が必要な際に許可の変更申請を実施すると考えているため、改めて、以下の事項を要望する。

1. バックフィットに関する経過措置の付与の範囲について

バックフィットに関する経過措置の付与は、安全性向上の程度も踏まえて判断されると理解している。一方で、安全性向上の程度に係る技術的な判断や審査の状況等を考慮せず、許可済み施設にのみ猶予期間を認めるとした場合、許可未取得の施設は、一つのバックフィット対応を行っている間にも次々と発生する新知見等への対応を延々と繰り返す必要があり、許可取得が困難な状況に至る可能性がある。

今回のバックフィット内容は、新規制基準対応として策定した基準地震動に対し、新知見を反映することである。許可取得済み施設と概ね審査を終了している施設(基準地震動の審査は概ね審議済)は、ともに留萌地震を基に基準地震動の策定を行っているため、同じ状況にある。

また、令和元年度第 28 回原子力規制委員会にて「留萌地震による評価と標準応答スペクトルによる評価との間に大きな差はない」と、更田委員長が発言されたとおり、現実的な安全性向上の程度は軽微であると確認されている。

一方、今回のバックフィット対応としては、基準地震動の評価、原子炉設置変更許可の申請及び原子力規制庁殿による審査が必要であり、場合によっては、設備機器の追加耐震評価や軽微な補強が必要となり、それらの対応には長い期間を要する。

ここで、基準地震動に関する審議を終了し、許可全体としても審査書の作成段階にある HTTR は、留萌地震を他の地震動が包絡するように保守性をもった基準地震動を策定している。このため、仮に標準応答スペクトルに基づく地震動が基準地震動を超過した場合においても、設備・機器の耐震裕度とあいまって、その影響は小さい。

なお、HTTRが猶予期間を付与されず補強不要となった場合は、評価や審査の対応により概ね2年、仮に軽微な補強が必要となった場合は、補強設計期間を含めて概ね5年、運転再開が遅延することとなり、国際協力等*が大きく遅延する。

ついては、これらの状況を総合的に考慮し、概ね審査を終了している HTTRに対しても、猶予期間の付与を認めて頂きたい。

2. 許可申請書の添付書類のみの変更による変更許可申請について

法律・法律施行令・規則の記載から、許可申請を必要とする変更対象は、 許可書本文に係る変更を行うときと規定されている。このため、説明書であ る添付書類のみの変更にも関わらず変更許可申請を行う場合には、その法 律・規則の解釈、手続き方法について、ご教示頂きたい。また、添付書類の 変更のため、許可書本文に何かしら追記等を行って許可書の変更申請を実施 する方が現実的であると考えているため、本文に追記等を行った変更申請と する場合には、その記載方法について、別途、事務的に行政相談等をさせて 頂きたい。

以上

※: HTTR は、安全性実証試験に係る事業を「HTTR を用いた強制冷却喪失時の革新炉の性能研究のための OECD-NEA LOFC プロジェクトに関する協定」として、OECD/NEA との国際協力により実施しており、本プロジェクトには、米国、仏国、独国、チェコ、ハンガリー、韓国が参加している。JAEAとしては、協定に基づいて試験を行い、解析評価結果を参加国等へ期限内(令和3年5月迄には安全性実証試験の実施が必要)に供給する義務があり、当該期限は既に4回延長している。よって、OECD/NEA及び参加国からの信頼、さらには文科省や経産省等を含め、我が国の信頼を損なわないよう、JAEAに関係する審査案件の中でもHTTRの審査優先順位を上位に位置付け、原子力規制庁殿の審査対応をお願いしている。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」 抜粋 (設置の許可)

- ・第 23 条 発電用原子炉以外の原子炉(以下「試験研究用等原子炉」という。)を設置 しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を 受けなければならない。
 - 2 前項の許可を受けようとする者は、<u>次の事項を記載した申請書を原子力規</u> 制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は・・・・・*(申請書本文の記載事項)*

(変更の許可及び届出等)

- ・第 26 条 試験研究用等原子炉設置者は、第 23 条第 2 項第 2 号から第 5 号まで又は 第 8 号に掲げる事項を変更しようとするとき は、政令で定めるところにより。 原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第 4 号に掲 げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更するときは、この限りでない。
 - 2 試験研究用等原子炉設置者は、第 32 条第 1 項に規定する場合を除き、・・・・ (申請書本文の変更に係る届出事項に関する記載)

「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」抜粋

(試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)

- ・第1条の3 法第23条第2項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
 - 一 法第 23 条第 2 項第 3 号の試験研究用等原子炉の熱出力について は、・・・・(申請書本文の記載事項詳細)
 - 二 法第 23 条第 2 項第 5 号の試験研究用等原子炉の位置、構造及び設備に ついては、次の区分によつて記載すること。
 - <u>イ 試験研究用等原子炉の位置・・・(申請書本文の記載事項詳細)</u> (中略)
 - 2 <u>前項の申請書に添付すべき</u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律施行令…*(申請書に添付する書類に関する記載)*
 - 一 試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書

(中略:添付書類に関する記載)

(変更の許可の申請)

・第2条 令第14条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものと する。

(変更申請書本文とそれに添付する書類に関する記載)